

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第2章 共済事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、畑作物共済にあつては第3号、園芸施設共済にあつては第4号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日を経過した牛(以下「成牛」という。)、子牛等(成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限り。以下同じ。)</p> <p>共済事故 牛にあつては死亡(と殺による死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>第4条～第57条 省略</p> <p>(共済金の支払額)</p> <p>第58条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第2章 共済事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、畑作物共済にあつては第3号、園芸施設共済にあつては第4号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日を経過した牛(以下「成牛」という。)、子牛等(成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限り。以下同じ。)</p> <p>共済事故 牛にあつては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第58条第1項(第4号に係る部分に限る。))の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜が家畜伝染病予防法第16条第1項第1号の患畜若しくは同項第2号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。)</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p>第4条～第57条 省略</p> <p>(共済金の支払額)</p> <p>第58条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済</p>

掛金期間ごとに、法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

(1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第 54 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額(これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1 を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1)又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 58 条第 1 項の規定により受けるべき手当金(以下この条において「手当金」という。))を除く。)の金額を差し引いて得た金額(以下この条において「控除残額」という。)に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が 100 分の 80 を超えるときは、100 分の 80)を乗じて得た金額(手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第 54 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額(当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額)からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等(手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。))を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額)

(2) 省略

2~4 省略

以下省略

掛金期間ごとに、法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

(1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第 54 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額(これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1 を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1)又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等(家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項の規定により受けるべき手当金(以下この条において「手当金」という。))を除く。)の金額を差し引いて得た金額(以下この条において「控除残額」という。)に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が 100 分の 80 を超えるときは、100 分の 80)を乗じて得た金額(手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第 54 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額(当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額)からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等(手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。))を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額)

(2) 省略

2~4 省略

以下省略